平成２５年（フ）第２２２号
大分市下郡南５丁目７番32号　フレグランスＭ―Ａ203
破産者　佐藤　弘明
１　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
２　一般調査期日　平成25年12月10日午後２時
平成25年９月27日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１９号
埼玉県川口市大字安行慈林226番地の81
破産者　鈴木　操
１　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
２　一般調査期日　平成25年12月17日午後２時30分
平成25年９月24日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５６号
大阪府松原市北新町２丁目５番23号
破産者　中田　高一
１　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
２　一般調査期日　平成25年12月16日午後１時30分
平成25年９月26日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７７号
札幌市豊平区平岸１条14丁目２番13号
破産者　澤田　誠治
１　破産債権の届出期間　平成25年11月19日まで
２　一般調査期日　平成25年12月19日午後１時30分
平成25年９月26日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第５９０号
鹿児島県鹿児島市桜島武町289番地
破産者　山下　健一
異議申述期間　平成25年11月22日まで
平成25年９月24日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責審尋期日

平成２５年（フ）第５４６９号
シンガポール共和国　８スコットロード　スコットスクエア　24―02室、日本における最後の住所東京都渋谷区南平台町６―４―203
破産者　品野　修三
審尋期日　平成26年１月21日午前10時
平成25年９月20日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第５０２号
福島県いわき市鹿島町米田字馬場１番地
清算株式会社　株式会社茗荷屋商店
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（ヒ）第１０号
鳥取県西伯郡大山町大山124番地
清算株式会社　大山観光開発株式会社
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鳥取地方裁判所米子支部

監 督 命 令

平成２５年（再）第４９号
東京都千代田区飯田橋１丁目３番２号
再生債務者　ペトロマテリアル株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区銀座１―８―21　第21中央ビル７階　近藤丸人法律事務所　弁護士　近藤　丸人
平成25年９月25日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１３号
東京都中央区八丁堀２丁目７番１号
再生債務者　東海興業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年９月９日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年11月27日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年11月19日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月13日
平成25年９月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号
山梨県南巨摩郡南部町福士2705番地12
再生債務者　望月征四郎
１　決議に付する計画案　平成25年９月13日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年11月22日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年11月15日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月８日
平成25年９月24日　甲府地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第１１号
東京都板橋区板橋１丁目10番14号
再生債務者　株式会社東京カソード研究所
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年９月25日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２４年（再）第１０６号
東京都千代田区東神田２丁目７番９号
再生債務者　国際気象海洋株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年９月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１号
高知県吾川郡仁淀川町大崎436番地２
再生債務者　株式会社吾川森林
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年９月25日　高知地方裁判所須崎支部

再生計画変更

平成２４年（再）第２２号
新潟県新発田市藤塚浜3310番地８
再生債務者　株式会社エヌビーフーズ（旧商号　株式会社ニイブロ）
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成25年９月20日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３９号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目１番402号
再生債務者　植木　英彰
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第４４号
兵庫県西宮市西田町５番10―301号
再生債務者　富永　泰代（旧姓宮前）
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月23日から平成25年11月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第４６号
兵庫県西宮市産所町１番８―403号
再生債務者　藤木　一行
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月23日から平成25年11月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部